## 愛媛県土木部発注工事における三者会議対象工事 特記仕様書

## 第1条 「三者会議」の設置

本工事は、設計の意図や施工上の留意点及び課題を施工者に正確に伝達し、設計図書と現場との整合性を確認することにより、工事施工の円滑化と工事の品質確保を図るため、設計者、施工者及び発注者間の情報共有等を行う「三者会議」の設置対象工事である。

## 第2条 「三者会議」の経費

三者会議の経費は、設計者に対する費用を次のとおり見込んでいる。

三者会議 回数: 必要(打合せ)回数

打合せ費用: 主任技師 0.5 人/回、技師 A 0.5 人/回

旅費 : (設計者がいる)会社所在地 ~ 三者会議会場(事務所等) その他原価及び一般管理費等(土木設計業務等標準積算基準による)

## 第3条 その他

設計者及び施工者は、発注者が三者会議の効果や課題等を把握するため、フォローアップ調査を実施する場合は、その調査に協力すること。